

シンガポール警察の交番制度導入 に対する技術協力総合報告書

昭和59年3月

国際協力事業団
警察 庁

EXF
JR
84-5(C)

シンガポール警察の交番制度導入 に対する技術協力総合報告書

JICA LIBRARY



1040476[2]

昭和59年3月

国際協力事業団
警察庁

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 7. 13	119
登録No. 10506	43
	EXF

は し が き

工業化を押し進めるシンガポールでは、近年、都市化が急速に行なわれた反面、これら社会環境の変化に伴なり犯罪が増加するという状況に直面し、これに対処するため、1980年 CHUA 内務大臣のもとに「警察組織再編成検討委員会」が設立され、警察組織の運用を含む防犯活動が再検討されることになりました。

日本政府は、シンガポール国政府の要請を受け、1981年から専門家の派遣を中心とした技術協力を実施してまいりましたが、58年6月、3年間にわたる協力の1つの成果として、シンガポール第1号交番が開設されるまでに至りました。

本報告書は、これまで我が国が協力してきましたシンガポール国への交番制度導入における協力の経緯と成果を取りまとめたものであり、今後、本協力を進めていくうえにも、また、同様の協力が他国で行なわれるうえでも、極めて有益な資料になるものと確信致しております。

最後に、本協力の任にあられた派遣専門家の方々の労をねぎらうと共に、現地においてご協力いただいたシンガポール政府関係者、日本大使館の方々、並びに、本邦において専門家の派遣、カウンターパートの受入れにご尽力いただいた外務省・警察庁の関係者に対し、この機会に厚く御礼申し上げる次第です。

昭和59年3月

国際協力事業団
理事 中澤 弼 仁

発 刊 に あ た り

犯罪の増加に悩む国が多いなかで、日本の治安の良さは世界各国の注目の的であり、日本の警察制度、とりわけ地域住民に積極的に奉仕し、地域住民の信頼を基盤に治安を確保する交番制度についての関心が高い。その中で最も高い関心を示したのがシンガポールであり、昭和58年6月、日本の協力により交番第1号が開所した。同国内務大臣が出席した開所式には、鈴木貞敏警察庁次長をはじめ、警察庁、警視庁の関係者も参加して盛大に行われた。

シンガポールの交番制度導入に伴う技術協力は、国際協力事業団の専門家派遣事業の一環として行われたものである。日本警察としても、昭和56年10月以来、全面的な協力を行ってきたところであり、日本警察の指導提言にのっとりた交番が開所し、成果を挙げていることは、まことに喜びにたえない。この間、警察庁、警視庁の関係者がシンガポールを5回訪問し、現地指導に当たったほか、シンガポールからも、3回来日し、交番における実務研修等を行っているが、関係者の御努力、御労苦に対し敬意を表するとともに、シンガポールにおいて交番制度が定着し、益々発展することを強く希望し、期待するものである。

この報告書は、シンガポールの交番制度導入に伴う技術協力の経緯、経過を記録したものであり、今後、我が国がこの種の技術協力をを行う指針として貴重な資料となろう。国際協力事業団の依頼を受け、この報告書の執筆に当たった警視庁警ら総務課の飯島修三警部の労を多とするとともに、国際協力事業団に深く感謝申し上げたい。

昭和59年3月

警察庁保安部長
警視監 鈴木良一

目 次

第1 交番制度導入の背景と技術協力の経緯	1
1 交番制度導入の背景	1
(1) シンガポールの概要	1
(2) ニュータウン(高層団地)の出現と犯罪の増加	4
(3) 都市防犯のための従来の施策	5
(4) 「LEARN FROM JAPAN(日本に学べ)」としての交番制度	6
2 技術協力の経緯	7
(1) 我が国に協力要請がくるまでの経緯	7
(2) シンガポール内務大臣・警察長官一行の来日	7
(3) 事前調査団の派遣	7
交番制度導入の問題点	7
(4) シンガポール警察幹部レベルに対する日本における交番実務研修等の実施	12
(5) 提言書の作成及び内務大臣への提出	12
(6) 第1回指導専門家の派遣	13
(7) 交番勤務予定者等に対する日本における交番実務研修の実施	14
(8) 第2回指導専門家の派遣	14
(9) 第3回指導専門家の派遣	14
第2 第1回指導専門家の派遣及び指導概要	19
1 指導専門家の派遣概要	19
(1) 派遣目的	19
(2) 派遣専門家	19
(3) 派遣期間	19
(4) 宿泊先	19
(5) 事前準備	19
2 指導概要	23
(1) 指導専門家とシンガポール警察本部の幹部との事前検討会	23
(2) 指導対象者	23
(3) 指導方法	24
(4) 指導内容	24
(5) 指導上の困難性	24

(6) 副教本の作成	24
第3 交番勤務予定者等に対する日本における交番実務研修の実施	27
1 研修目的	27
2 実務研修員チームの構成	27
3 研修期間	27
4 宿泊先	27
5 実務研修員に対する警視庁の受入れ体制	27
6 研修予定表	28
7 主な研修内容	29
8 研修を終えての研修員の感想	30
9 本研修に関する日本のマスコミの反響	31
第4 第2回指導専門家の派遣及び指導概要	35
1 指導専門家の派遣概要	35
(1) 派遣目的	35
(2) 派遣専門家	35
(3) 派遣期間	35
(4) 宿泊先	35
(5) 事前準備	35
2 指導概要	35
(1) 指導専門家とシンガポール警察本部及び警察学校長との事前検討会	35
(2) 講習対象者	36
(3) 講習方法	36
(4) 講習内容	36
(5) 専門家による指導内容及び重点	37
(6) 交番専科講習に対する総合検討会及び指導専門家による提言内容	37
3 警察学校における将来の教養計画	38
4 交番導入に関する広報活動及び新聞報道	38

第5	第3回指導専門家の派遣及び指導概要	43
1	指導専門家の派遣概要	43
(1)	派遣目的	43
(2)	派遣専門家	43
(3)	派遣期間	43
(4)	宿泊先	43
2	指導概要	43
(1)	警察本部幹部との事前検討会	43
(2)	トア・パヨ警察署者による開所予定交番についての概要説明	44
(3)	指導方法	44
(4)	指導内容	44
3	視察指導結果に対する総合レポートの作成提言	44
第6	開所した交番の概要	49
1	トア・パヨ警察署の概要	49
(1)	組織機構	49
(2)	管内実態	49
2	試験実施署としてトア・パヨ警察署を選定した理由	50
3	開所した交番の概要	50
(1)	交番の名称	51
(2)	交番の設置場所	51
(3)	交番の構造, 施設, 備品等	51
(4)	各交番管内の特徴	52
(5)	交番員の配置	53
4	勤務概要	54
(1)	勤務サイクル	54
(2)	勤務例	55
(3)	勤務形態	56
(4)	交番の取扱い範囲	57
(5)	交番活動の一日	57
5	通信指令機構	59
(1)	指令機構図	59
(2)	パトカーの運用台数及び運用形態	59

(3) 999番(110番)事案の処理	59
第7 交番開所式(オープニング・セレモニー)の概要	63
1 開所式の挙行年月日及び式場	63
(1) 挙行年月日	63
(2) 式 場	63
2 開所式参列者	63
(1) 日本側参列者	63
(2) シンガポール側参列者	64
3 開所式の模様	64
(1) 式 次 第	64
(2) チュア内務大臣の祝辞	64
(3) 記念碑の除幕式	68
(4) 報道機関の取材	68
(5) 現地の報道内容	68
(6) 交番開所に対する市民の反応	69
第8 交番開所に向けてのシンガポール警察の市民に対する広報活動	77
1 説明会の実施	77
2 テレビ放映	77
3 そ の 他	77
第9 シンガポール警察の将来構想	81
1 境界の再編成	81
2 Divisional HQ(地区警察署)の新設	81
3 警察本部庁舎の移転統合	81
4 交番建設の将来構想	81
(1) 1984年の建設予定	81
(2) 1985年以降の建設予定	81
付 録	85

第1 交番制度導入の背景と技術協力の経緯

第1 交番制度導入の背景と技術協力の経緯

1. 交番制度導入の背景

(1) シンガポールの概要

観光地として有名な常夏の国シンガポールは、成田から直行便で飛び立つと約7時間で世界一設備が良いといわれるチャンギ国際空港に到着する。

日本との時差も僅かに1時間、公園のように大きな樹木の茂る中に、20階～30階建ての高層団地が広がる。

その谷間のような道路には、日本製の車がひしめいている。

街で見かける人も、80パーセント近くは中国系といわれるように、日本人によく似た人達が多い。

また、在留邦人や日本人観光客も多く、ラジオからは日本の演歌が流れているなど、果たして、ここが外国だろうかと思うほど日本的雰囲気にも包まれている。

しかし、中国人、マレー人、インド人等が混在しており、ラジオ放送もそれぞれの言葉で放送されるなど社会構成の複雑さを見せている。

シンガポールは、世界でも有数の自由貿易港だけあって、世界各国の商品が店頭には並べられており、経済の活発なことはすぐわかるが、石油の精製で世界一の収入をあげていることは意外と知られていない。(写真1, 2, 3)

◦位置— マレーシア半島の南端、ジョホール海峡を隔てたシンガポール島(東西42キロ、南北23キロ)と54の付属諸島からなる独立国(1965年独立)である。

◦面積— 付近の島を合わせて616.3平方キロメートルで淡路島とほぼ同じ(東京23区とほぼ同じ)。

◦人口— 約244万人(名古屋市よりやや多い)。

◦人種— 中国人 7.7パーセント
マレー人 15パーセント
インド人 6パーセント
その他(パキスタン人等) 2パーセント

◦言語— 言語はマレー語、中国語、インド語、英語。

公用語は英語である。

なお、中国語は華僑としての出身地方に応じて、北京語、福建語、広東語等が使われている。

テレビニュースでは、同じニュースを英語、北京語、マレー語で繰り返すこ

とがある。

。経済 — 天然資源が少ないため、経済の基盤は貿易、商業、観光中心である。

しかし、独立以来20世紀後半の奇跡と称される急激な発展を続け、オイルショック後も経済成長2ケタ台(10パーセント台)、失業率3パーセント台という驚くべき実績を示している。

国民1人当たりのGNPは、日本に次いでアジア第2位、シンガポール港の貿易取扱いは、横浜港を抜いて世界第2位である。

。政治 — 英連邦加盟の共和国であり、国家元首はベンジャミン・H・シアズ大統領(任期4年)、首相はリー・クワン・ユー、国会は定員1名の選挙区から選出された75議席からなる1院制(任期5年)であり、75議席中野党はわずか1名である。

。ナショナル・サービスの採用 — シンガポールでは、18歳になると2年間の兵役義務(ナショナル・サービス)があり、この間、陸軍・海軍・空軍・警察のいずれかで勤務することになっている。

警察にも、約2,000名のナショナル・サービス員が勤務し、一般警察官としてパトロール等の警察活動に従事している。

。教育 — シンガポール市民の教育レベルは、

大卒	3パーセント
高卒	9パーセント
中卒	31パーセント
小卒	57パーセント

となっている。

中学を卒業する際には6課目の国家試験があり、この試験で1課目に合格すると、1~0レベル(ワン・オウ・レベル)

2課目に合格すると、

2~0レベル(ツー・オウ・レベル)

という具合に能力が査定され、最高は、

6~0レベル(シックス・オウ・レベル)

となっている。

一般警察官のレベルは中卒であり、資格は従来3~0レベルにあったが、本年(1983年)から4~0レベルに引き上げられた。

高卒は警部から、大卒は警部又は警視補からスタートする。

。通貨 — 1シンガポールドル=約110円=約2.13米ドル(1983年10月現在)

。観光客 — 年間約200万人(うち日本人約27万人)。(写真4. 5. 6. 7)

。在留邦人 — 約2万人(日本系企業は約800社)。

(2) ニュータウン(高層団地)の出現と犯罪の増加

ア ニュータウンの出現

このような経済成長と国家財政の豊かさを背景に、シンガポールでは1970年代から旧来のマレー・カンボン(村落地域)をとり壊すとともに、郊外に大規模なニュータウン(高層団地)を建設し、既にアン・モ・キオ、トア・パヨ等の数十万人収容規模の大団地が出現している。

これらの団地は、20階建て以上の大高層団地群で、東京の高島平団地をはるかにしのぐものである。

団地の住民は、旧市街地あるいはマレー・カンボン等に住んでいた中国人・マレー人・インド人等で、入居の際は、同一人種が同一階にかたまることのないように配慮されている。

つまり、この機会に人種間の交流を図り、国民に対しシンガポール人(シンガポール人)であるという意識を醸成させていくというのが狙いである。

この大規模団地は、現在も続々と建設されており、近い将来、国民の70パーセントが住むことになる。(写真8)

イ 都市化に伴う犯罪の増加

このような大高層団地の出現は、国民に近代的で快適な物理空間を与えたが、同時に、種々の問題を生み出した。

人種間・隣人間の連帯意識の希薄化、伝統的規範意識のせい弱化等、いわゆる都市化現象に伴う問題の提起である。

これは、洋の東西を問わず都市が直面する問題であろうが、狭い国土に宗教・言語を異にする人種を抱えるシンガポールにとって一層深刻な問題である。この端的な例が、犯罪発生 of 異常な増加である。

シンガポールでは、犯罪発生件数が増大する傾向にあり、1981年は対前年比32パーセント増となっている。

また、シンガポールにおける人口10万人当たりの犯罪発生件数は、1,611件、対前年比31パーセント増となっている。(東京は2,168件対前年比0.14パーセント増)。

次の表は、1981年の東京とシンガポールの犯罪発生件数及び検挙率を比較したものである。

東京の人口をシンガポールの約5倍として、殺人・強盗・強姦等といった凶悪犯につ

いては、東京のほりが少ない。

検挙率については、全ての罪種についてシンガポールのほりが低い。

人口10万人当たりの犯罪発生件数では東京よりも少なく、夜も安心して一人歩きができるといってよい。

しかしながら、ここ数年、犯罪の発生件数が増加する傾向にあることから、シンガポール警察としては、犯罪の増加傾向を憂慮している。

犯罪発生・検挙状況比較表(1981年)

区 分 罪種別	犯罪発生件数		検 挙 率	
	シンガポール	東 京	シンガポール	東 京
殺 入	49件	189件	71.4%	96.3%
強 盗	1,392 "	507 "	25.1%	84.4%
強 姦	93 "	402 "	42.0%	77.1%
侵 入 盗	2,628 "	42,922 "	21.0%	75.1%
非 侵 入 盗	19,414 "	162,237 "	17.0%	27.3%

(3) 都市防犯のための従来の施策

このような犯罪の増加に対処する一方策として、政府は1977年RC(Residence Committeeの略で住民委員会を意味する)なるものを発足させた。

これは、日本の「町内会」にヒントを得たものと言われ、前述の大規模団地の中に、500~2,500世帯ごとに一つの委員会がある。

委員は、住民の中から選ばれ、少なくとも月1回会議が開催されている。

委員会の目的自体は、スポーツ、社会活動を通じて住民に協調心、隣人意識・防犯意識を植えつけることにあるが、会議の際は、住民委員会地方事務局(首相府に置かれている中央事務局の出先機関)及び住宅開発局の担当官並びに地元警察署の代表者(警部)が出席し、住民の要望・意見の吸い上げを図るとともに、防犯が大きな課題となっている。

なお、地区内の連合委員総会の際には、地区選出国會議員が自己の活動状況を報告することになっている。

また、このような住民委員会のほか、1980年からはNeighbourhood Watch Group(隣組自警組織 — 日本の隣組に似ている)によるグループ活動が積極的に行われている。

これは、同じ階の者が助け合い、隣人が留守の時は不審者に気をつけてあげよう、といった内容の運動である。

警察官はすべて、自己の居住地におけるこの運動のメンバーに入るよう指導されている。

(4) 「LEARN FROM JAPAN (日本に学べ)」としての交番制度

異常なまでの経済発展を遂げる中で、シンガポールでは、数年前から、戦後の奇跡といわれる日本に対し、「Learn from Japan (日本に学べ)」という運動が展開され、政府・マスコミはもとより、一般人に至るまでこの言葉が叫ばれ、日本が研究されるに至ったという。

これは、アメリカが日本式管理・会社運営方式等に関心を持ち始めた時期とほぼ同時期である。

この「日本に学べ」運動の中で、シンガポールが日本警察に関心を持ち、特に日本警察の特徴的ともいえる交番制度に注目したのも自然の成り行きといえよう。それというのも、前述(2)の犯罪発生増加の問題を抱えている国にとって、日本の交番制度はまさにピッタリだったからである。

パトロールをきめ細かくし、住民と警察との触れ合いを深め、捜査活動に対する協力の気運を醸成するため、市民サービス活動を積極的に行う、管内の実態を把握する、緊急配備網をつくる等、シンガポール警察にとって実行したいこれらの課題がすべて日本の交番制度の中に含まれているからである。

大高層団地が続々と建設されるなど都市化が急速に進展する一方、犯罪が増加する中で、交番制度導入の検討は急を要していたのである。

2. 技術協力の経緯

(1) 我が国に協力依頼がくるまでの経緯、交番制度導入の実質的背景については先に述べたとおりであるが、形式的側面から経緯を見てみると、1980年、チュア内務大臣の命を受けたシンガポール警察では、「警察組織再編成検討委員会」を設け、組織運用を含む抜本的検討を行っていた。

検討の過程で最も問題となったのは、

- 高層団地の防犯パトロール
- 市民と警察との協力関係の強化方策

であり、世界の状況を調査した結果、

「日本がこの問題で最も成功している。その大きな要因は、交番制度である。」という結論に至った。

そこで、1981年の春、我が国に対し協力要請がなされた。

(2) シンガポール内務大臣・警察長官一行の来日

1981年10月18日から29日までの10日間の日程でチュア内務大臣、ゴ警察長官、ティ副長官等の一行が来日し、警察庁、警視庁、防衛庁、消防庁を視察訪問した。

主目的は、

◦ 市民と警察との協力関係のノウハウ及び高層ビルの防災に関する調査であったが、警察庁、警視庁におけるヒヤリングに最も時間がさかれ、中でも交番制度・防犯協会制度（特に、婦人の活躍）に強い関心が示された。

調査団一行は、警視庁世田谷警察署松ヶ丘派出所において、交番活動をつぶさに視察した結果、日本の交番制度をシンガポールの国情に合わせた形に変えて導入することが、市民と警察との協力関係の強化のためには最も効果的であるとの認識に立ち、日本からの調査団のシンガポール訪問を待って、交番制度導入に関する具体的検討を開始することになった。

(3) 事前調査団の派遣

ア シンガポール内務大臣調査団一行が帰国した翌月、JICAベースによる事前調査団派遣の要請を受けて3週間（1981年11月17日～同年12月7日）の日程で警察庁から、3名の調査団（金子仁洋氏、西山正樹氏、金高雅仁氏）をシンガポールへ派遣した。

シンガポール側の同調査団に対する要望は、

- 交番制度導入の是非及びそれに伴う必要な諸制度
- 警察官の教養、手当、勤務活動のあり方

。現行の警察署の数及び管轄区域の見直し等について提言して欲しいという広範なものであった。

調査団は、シンガポール内務省・警察本部のほかA・B・C各警察署、アン・モ・キオ団地、住民委員会、警察学校等を視察し、シンガポールの国情や警察の実態及びこれに基づく交番制度導入の可否等について調査した。

なお、ディスカッションの場では警察長官・副長官が同席したほか、内務省のミーティングでは内務大臣・国防大臣等が出席するなど、シンガポール側の取り組み姿勢は極めて熱心であり、在シンガポール大使やJICA・シンガポール所長も驚いていた。

(写真9.10.11)

イ 調査団は、調査結果として次のような問題を中心にシンガポール側に指摘した。

- 。街頭に警察官の姿があまり見られない。したがって市民と警察とのコミュニケーションの基盤性に欠ける。
- 。警察力が警察本部・8つの警察署に集中し過ぎており、また、警察署の数も少ない。
- 。住民委員会(Residence Committee, RC)・市民評議会(Community Counselor Committee, CCC)・隣組自警組織制度(Neighbourhood Watch Group System, NWGS)等、近年シンガポール政府の導入したボランティア団体による住民相互間、住民と行政機関とのコミュニケーション活動が効果を上げつつあり、賞讃に値するものであるが、交番制度導入に伴いこれらをいかに警察が活用するか。

一方、シンガポール側からは、次のような説明、要望があった。

- 。現在、警察組織の再編成を進めている。
- 。交番制度の導入については既にその方向で動き始めており、1984年中にも一部の地域において試験実施を行いたい。
- 。交番制度の本格的導入に伴い、必要な警察官の適正数、交番の規模と数、交番の機能、交番と警察署、警察本部との事務配分について提言して欲しい。
- 。それに伴う警察官の教養、特に警視補以下の教養カリキュラムについて提言して欲しい。
- 。必要な有線・無線システム、通信指令のあり方、パトカーの運用方法等、諸々の事項についても提言して欲しい。

交番制度導入の問題点

調査団の視察調査を総合してみると、シンガポールにおいて交番制度が成功するか否かについては、どのようなメリット要素、デメリット要素があるかを検討する必要があるが、シンガポール国が真剣に取り組んでいるので指導の面において徹底すれば成功するであろう

うと確信するに至った。

ア メリット要素

(7) Police Post System の存在

シンガポールには、4年前までは日本の交番・駐在所に極めて似ている Police Post System (日本の駐在所に似た制度)が採用されていた。

これは、現在でも離島や都心から離れた地域にわずかではあるが残っている。

たとえば、水上警察署管内にある人口500人程度の漁村には、我が国の駐在所と全く同じといってよい Police Postが1か所あり、巡査1名が24時間勤務で配置されている。

この警察官の場合は独身であるが、家族と一緒に配置になっている Police Postもある。

こうした地域の警察官は、Police Postを中心にパトロールしており、住民とも接触しながら日常の警察活動を行っている。

島に病人が出ると無線で本署(警察署)と連絡をとり、水上艇の派遣を要請し、病人を病院に収容する等面倒をみている。

警察官の中には、こうした Police Post で勤務を経験したことのある者もあり、Police Post 時代は住民と良い関係にあり楽しかった、交番制度は Police Post 時代に帰るのだから非常に良いと考えている警察官もいる。

この Police Post System は、ニュータウンの出現、パトロール・カーの導入、人員不足等の理由により廃止されるに至った。

シンガポールには、こうした Police Post 制度が存在したのであるから、交番制度そのものは比較的容易に理解されると思う。

しかし、警察活動の内容は交番と Police Post System とでは相当に異なる。

特に、巡回連絡制度は、Police Post System の全く想像外のものであるといえよう。

(1) 徒歩パトロール

シンガポール警察のパトロールは、4人乗りのパトロール・カー (Team Policing Car と呼ばれている) によって行われ、オーストラリア警察から受け入れた次のような警ら方法によるものである。

1つの警察署管内は、10~13区域に分割されている。

1区域1チーム・ポリシング・カーが原則であるが、人員不足から1台のチーム・ポリシング・カーが複数の区域をパトロールしている。

4人の乗員のうち、2人は特定地点で下車して付近を徒歩パトロールした後、約束

の時間にチーム・ポリシング・カーと合流し、他の区域へ移動する。

交番制度の導入は、徒歩パトロールの導入ともなるが、一般警察官は小さなパトロール・カー（大体がニッサン・ブルーバード）に4人乗車してパトロールするよりも、徒歩の方がまだ涼しいし楽しいと言っている。

したがって、徒歩パトロール（自転車パトロールを含む。）に切り替えても、この点について勤務員の不満は出ないものと予想される。

(ウ) Neighbourhood Watch Group System（隣組自警組織制度）

この制度は、ニュージーランドで1976年からスタートし、シンガポールでは1980年に導入されたものであり、日本の隣組制度と似ている。

5～6世帯でグループをつくり、外出するときには隣人に留守にすると告げ、隣人に監視を依頼する。

交番制度を試験実施することになっているトア・パヨ警察署管内の人口は、1982年では218,694人、世帯数は46,533戸であるが、管内に422のNeighbourhood Watch Groupが組織化されている。（約2,110世帯・10,550人、人口の5パーセント）

この制度の推進役は、警察（防犯課が担当）であるが、これは警察と市民との間のパイプラインであり、交番制度を効果的に発展させるうえで役立つものと考えられる。

(エ) 住民委員会（Residence Committee, RC）

RC制度は、1977年に発足した制度である。

ニュータウンの出現とともに市民の連帯感が希薄化してしまったため、隣人意識・協調心・団結心・帰属意識の高揚のために設置された団地自治会に似た組織であって、スポーツ活動・社会文化活動を行っている。

トア・パヨ地区には、33のRC及びこの活動の本拠地として33の公民館が存在している。

RCの役員は、地域住民から選ばれた一般住民で、月1回の定例協議会が開催されているが、この協議会に警察署の防犯課長、交通警察官が出席し、防犯意識・交通安全意識の高揚に努めている。

この制度も交番制度を実施していくうえで役立つものと考えられる。

(オ) Courtesy Campaign（小さな親切運動）

これは、良好な人間関係を育成するために政府が採用しているキャンペーンで、新聞・ラジオ・テレビを通じて、国民に親切・礼節を呼びかけている。

交番の親切執行務や公衆接遇は、このキャンペーン目的の具体化ともいうことができるものであるので、各種交番活動が市民に受け入れられやすいと考える。

(カ) 防犯活動

警察署の防犯課では、公民館に市民を集めて、防犯展覧会・防犯講義・防犯器具の
斡旋等を実施して防犯意識の高揚に努めている。

現在のところ、あまり効果があがっているとはいえない。

交番制度発足後は、交番勤務員も防犯活動をするようになるが、そうであっても市民
は受け入れやすいし、現在防犯課だけで実施している防犯活動が交番の防犯活動と結
びついて、更に効果の上がるものとなる。

(キ) 住民の定着性

ニュータウンのほとんどは、分譲住宅である。したがって、住民の帰属性は時を
経るにつれ育成されるであろうから交番活動はやりやすいものと思われる。

(ク) 政府の取組み姿勢

シンガポール議会の定員は75名で、現在野党は1名のみである。

交番導入については、議会はもちろん、国をあげて推進に努めている。

イ 問題点

シンガポールに交番制度を導入する場合の問題点としては、次のようなものがある。

(1) 警察官の教育レベル

警察官の教育レベル面での資格は、3～0レベル(中卒の中程度)であり、全
警察官の90%強がこのレベルに属しているため、一般市民の信頼、尊敬を得る
ためにはもっと高いレベルに引き上げる必要がある。

そのため、1983年からは4～0レベルに引き上げることとした。

(2) 複数の言語

シンガポールでは、公用語である英語のほか、中国語、マレー語、インド語が
使用されている。しかも、高齢者の中には、英語を話せない者も相当数いる。

そのため、パトロール、巡回連絡を実施するに当たっては、言語の問題を考慮
にいたった人員配置、班編成をしなくてはならない。

このほか、警察官の社会的地位が必ずしも高くないことから、他の職業に転職する者
が多く、欠員が常時定員の7パーセント前後あるため、優秀な交番勤務員を十分に確保
することに配慮する必要があるなどの問題点がある。

事前調査団に対するマスコミの反響

事前調査団のシンガポール訪問前、チュア内務大臣が訪日したこと及びその印象を種々

の機会に話したこともあって、マスコミの関心は大変なものであった。

調査団がシンガポールを訪問した当日（1981年11月17日）、チャンギ空港において記者会見が設定されており、調査目的等の質問がなされ、その模様がテレビ・新聞等に大きく報道された。

また、調査団の帰国に際しても、シンガポールの各新聞及びシンガポール滞在の日本記者クラブとの記者会見が行われて、提言書の方向等について質問がなされ、大きな記事として報道された。（新聞記事A-1, A-2, A-3）

(4) シンガポール警察幹部に対する日本における交番実務研修等の実施

1981年12月18日から31日の間、2週間の日程でシンガポールから4名の警察幹部が来日した。

メンバーは、

- ジャケット・シン コマンダーエリア（警視庁の警ら部長と方面本部長を兼ね合わせたような職に相当）
- ゴー企画課長
- チュア教養課長
- ティ企画課警部

の4名で、一行の目的は、日本側が作成することとなる提言書の内容について討論することと、交番制度・教養等について実際に研修することであった。

研修先としては、警察大学校、関東管区警察学校、警視庁通信指令本部、志村警察署高島平駅前派出所、渋谷警察署、渋谷駅前派出所等が組まれた。

(5) 提言書の作成及び内務大臣への提出

提言書の作成に当たっては、前記調査団の調査結果等を踏まえつつ、警察庁が全庁的・組織的に対応することとし、庁内に、「提言書作成検討委員会」（外勤課長を長とし、関係各課理事官で構成）を設置した。

この検討を経て、1982年2月、英文による提言書（警察庁で翻訳）を作成し、外勤課長（田中和夫氏）ほか2名がシンガポールを訪問してチュア内務大臣に提出するとともに、その内容の説明等を行った。（写真12）

提言書は、英文でB4判90ページを超える膨大なものであり、その骨子は次のとおりである。

ア はじめに

(1) Public Co-operationと外勤警察の考え方

(イ) 交番制度の意義と導入の必要性

イ 交番制度の導入について

(ア) 導入のための基盤作り

(イ) 交番の数と管轄区域・配置場所

(ロ) 交番の組織と人員・勤務体制

(ハ) 交番における業務

(ニ) 交番の運営

(ホ) 交番施設及び資器材

ウ 交番制度の導入に伴う警察官の資質の向上について

(ア) 採用基準のあり方

(イ) 教養のあり方

(ロ) 適正執行務の確保方策

(ハ) 士気高揚方策

エ 交番制度に伴う外勤警察組織体制の整備について

(ア) 本部における体制

(イ) 警察署における体制

(ロ) 新機構の概要

オ 交番制度導入に伴う警察署管轄区域の再検討について

(ア) 境界線の修正

(イ) 警察署の増設

カ 999Call(日本の110番に相当)

(ア) 999Call のレスポンス

(イ) レスポンス・タイムの短縮

(ロ) 緊急配備計画の策定

キ 交番制度導入に伴う警察通信システムの整備について

ク Pilot Scheme (試験実施)の実施について

(ア) Pilot Scheme の意義

(イ) 実施要領

(ロ) 実施結果の評価

(6) 第1回指導専門家の派遣

交番制度導入のためには、交番に配置される警察官に対し教養を実施しなければなら

い。

そのため、その教養に必要な知識がなくてはならない。

そこで、警察学校の教官に対する教養が必要となり、シンガポール側から指導専門家派遣の要請がなされた。

これを受けて、1982年6月、警察庁外勤課長及び警視庁から2名を専門家としてシンガポールに派遣し、3ヶ月間にわたり警察学校の教官及び警察本部、警察署の幹部等に教養を実施した。

(7) 交番勤務予定者等に対する日本における交番実務研修の実施

1982年12月、GGベース（Government to Government）により、17日間の日程でシンガポール側から7名の研修チームが来日した。

チームには、署長2名、警察学校長1名、警部2名のほか、実際に交番勤務に携わる巡査部長2名が含まれていた。

一行の研修目的は、交番活動の体験的実務研修と警察学校等における外勤教養の方法・内容等を学ぶことにあり、このため警視庁の第一自動車警ら隊・築地・渋谷・志村・赤羽各警察署及び警察学校における研修を中心にプログラムが組まれた。

(8) 第2回指導専門家の派遣

これは、前記(8)で教養を受けたシンガポール側の教官が、交番に配置される予定の警察官に対し教養する際、その教養に誤りがないかどうかの指導をして欲しいという要請に基づくものである。

1983年1月中旬から6週間の予定で、警視庁警ら部から指導官2名を専門家として派遣した。

(9) 第3回指導専門家の派遣

1983年6月の交番開所と同時に第一線の交番勤務員の実務指導のため、5月下旬から4週間の日程で警視庁警ら部から2名の指導官と、6月1日から10日までの間、警察庁外勤課から西山警視正が警察庁から提出された提言書と開所後の交番活動の検討並びに将来計画について指導するため、それぞれ専門家として派遣された。

1981.11.18

Japanese team here tomorrow

A director from the National Research Institute of Police Science will head the three-man Japanese police team arriving here tomorrow to study the workings of the Singapore Police Force.

Mr Jinyo Kaneko, the director from the NRI general affairs division, will be accompanied by Mr Masaki Nishiyama, principal assistant director, patrol division of the public safety department, and Supt Masahito Kanetake, personnel division, police administration bureau.

During their three-week stay here at the request of the Singapore police force, they will study the present state of police-community relations, the patrolling systems as well as recruitment and training of constables.

A Japanese Embassy statement said the team will also make recommendations to the Singapore government.

A - 2

STRAITS TIMES

18 NOV 1981

Japan police team here to make system study

1981年11月16日付“ニューネーション”

A - 1

JAPANESE-STYLE public participation in crime prevention may check Singapore's rising crime rate.

It is chiefly in this area of police-public relations that a three-man police team from Japan plans to study during their three-week stay here.

Mr Jinyo Kaneko, who is the team leader, said that public participation in Japanese crime prevention associations was quite high.

This had led to the low crime rate in the country. Mr Kaneko, who is director of the General Affairs Division of the National Research Institute of Police Science, said.

"With efforts by the people, you can achieve quite a lot," he told a press conference soon

after the team's arrival at Changi Airport.

He said he did not know if the Japanese koban system, where police posts were set up to maintain police-public relations, was suitable here.

"But we will study how this system can work here."

He said that the study would also include recruitment, patrolling and training methods of the police.

Their best

He described the three-week study as short and difficult, but said that they would try their best to make it succeed.

The team, which includes Mr Masaki Nishiyama, principal assistant director, Patrol Division, Public Safety Department, and Mr Masahito Kanetake, Superintendent, Personnel Division, Police Administration Bureau, will start work today with a visit to the Police Headquarters in Phoenix Park.

They will meet the Commissioner of Police, Mr Goh Yeng Hong, and senior police officers.

1981年11月18日付“ストレイトタイムズ”

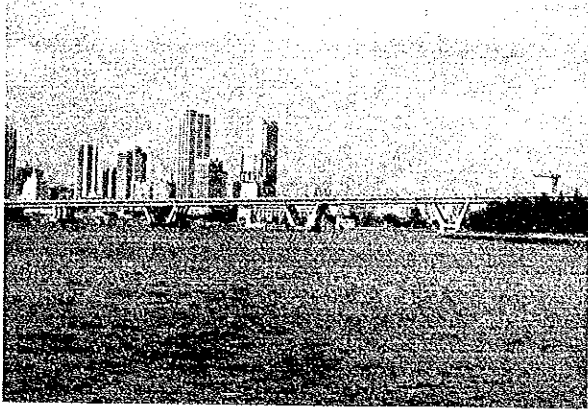


写真1 チャンギ国際空港から市内に通じる高速道路

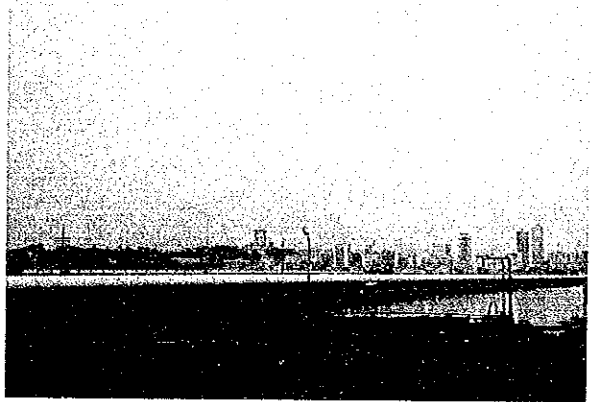


写真2 ジョホールからマレーシアを望む



写真3 セントサ島の要塞跡

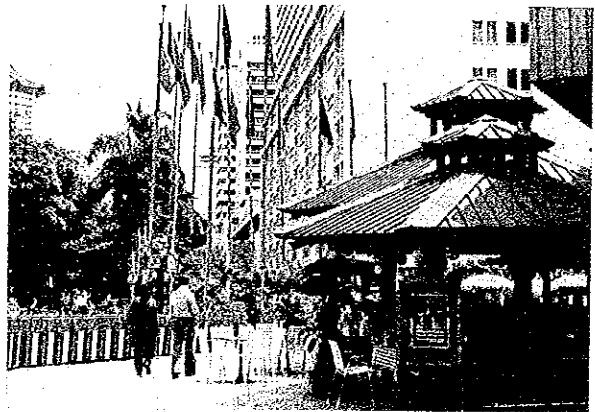


写真4 シンガポールの銀座「オーチャード通り」



写真5 シンガポールの魚の場所
(イースト・コースト・パーク)



写真6 東洋一を誇るジュロン・バード・パーク



写真7 ジュロン・バード・パーク内の珍鳥



写真8 高層ビルから市内を眺む



写真9 警察庁調査団とシンガポール警察関係者との
ディスカッション



写真10 交番設置予定地を検討する警察庁調査団とシン
ガポール警察関係者



写真11 同 上



写真12 警察庁調査団から提言書の説明を聴くシンガ
ポール警察長官と政府関係者

第2 第1回指導専門家の派遣及び指導概要

第2 第1回指導専門家の派遣及び指導概要

1 指導専門家の派遣概要

(1) 派遣目的

シンガポール警察の指導的立場にある警察本部や警察署の各幹部及び警察学校の教官等に対し、交番制度や交番勤務の実施要領を教養し、今後これらの者が交番に配置される警察官に対し行う交番専科教養に資するための指導を行うことを目的として派遣した。

(2) 派遣専門家

警察庁保安部外勤課長

警視長 田 中 和 夫

警察庁保安部外勤課（警視庁からの派遣）

警 視 桜 井 惟 士

警察庁保安部外勤課（警視庁からの派遣）

警 部 吉 村 克 臣

(3) 派遣期間

1982年6月25日から
9月24日まで }の間

田中外勤課長は

6月25日から
7月 4日まで }の間

(4) 宿泊先

オーチャード・ホテル及びシニア・ポリス・オフィサーズ・メス（警察上級幹部宿舎）

(5) 事前準備

1982年5月上旬から1か月余を事前準備期間として、派遣専門家によるプロジェクト・チームを編成し、多角的に検討を加えて現地教養に必要な教材資料の作成、資器材の調達等諸準備に万全を期した。

ア 教材・資料の作成

事前準備では、

- 現地教養のカリキュラムの作成
- テキストの作成
- スライド教材の作成

に重点を置き、準備作業を進めた。

(ア) 現地教養のためのカリキュラム(合計98時間)

番号	項目	方法	時間
1	市民の協力の必要性について	講義, チャート	2
2	日本の警察組織	講義, スライド, チャート, 写真展示	4
3	シンガポールにおける交番導入	講義	6
4	日本の警察署の組織活動 (丸の内署・小金井署の実例)	スライド, チャート	4
5	外勤警察の勤務形態及び装備資器材	スライド, チャート, 現物展示	7
6	外勤警察の役割と基本的心構え	講義	10
7	通信指令活動	スライド, チャート	10
8	巡回連絡	スライド, ビデオ, 書類作成 演技式	21
9	公衆接遇	講義	7
10	交番活動の効果的推進方策	講義	7
11	職務質問実施要領	スライド	10
12	幹部のチェック・ポイント	講義	2
13	研究発表		5
14	教養効果測定		1
15	その他		2

(イ) テキストの作成

教養の基本書となるテキストの作成作業を進め、次の3種類のテキストを作成した。

その1

「外勤警察活動(交番勤務員用)」B5判~109ページ

- 外勤警察官の役割
- 外勤警察官の基本的勤務状態
- 親切的な執行務

- 交番における警察活動を効果的に行うための留意事項
- 職務質問の実施要領

その2

「外勤警察活動（幹部用）」B5判～121ページ

- 外勤幹部の心構え
- 外勤警察の運営方法
- 外勤幹部の活動要領
- 巡回連絡の指導要領
- 職務質問の指導要領

その3

「外勤警察活動執務資料」B5判～113ページ

- 警察署幹部の手引
- 巡回連絡の実際と使用される書類形式
- 職務質問競技会実施要領

以上、3分冊のテキストを作成し、これを英訳し“Police activities at Kobans I II III”の表題で製作し、指導専門家が派遣される際、シンガポールへ携行し、テキストとして活用した。

(ウ) スライド教材の作成

視聴覚教材として、スライド教材を多数作成し、活用した。

その主なものは、次のとおりである。

- 交番勤務に関するもの - 216枚
- 日本の警察（英語版） - 80枚（警察庁総務課広報室作成）
- 警視庁24時（ビデオ） - 5巻（テレビ朝日製作）
- チャート（地図・統計資料） - 5枚
- 交番写真（四ツ切り大） - 20枚

イ シンガポール警察への供与教材

JICAで購入供与した教材一覧表

	教材及び機材名	数	備考
1	スライド映写機一式	1	キャビン製 標準レンズ用とズーム・レンズ用
2	心のかけ橋（巡回連絡用）	1	警視庁警察学校作成

	教材及び機材名		数	備考
3	スライド	警戒活動要領	1	警視庁警察学校作成
4		公衆接遇のあり方	1	"
5		交通事故処理要領	1	"
6		職務質問	1	警視庁警ら部作成
7		緊急配備	1	"
8	ビデオ 関係	ビデオ一式	1	ソニー製 (ベーター・マックス) SL-F1
9		ビデオ用カメラ	1	"
10		ビデオ用生フィルム	10巻	"
11		小さな愛のふれあい	1	警視庁交通部製作
12		子供の安全教育	10巻	NHK製作
13	装備資器 材	広報資器材一式	1	交番備付けのラウド・スピーカー
14		特殊警棒	10	
15		防犯ブザー	2	
16		特殊懐中電燈	5	
17		集光式携帯燈	5	
18		合図燈(車輛検問停止燈)	5	
19		自転車用の巻込式 交通事故処理用表示幕	2	
20		自転車用の赤色点滅燈	2	
21		交通事故防止用の黄色背負い	4	
22		デルタ型の交通事故防止板	10	
23	図書	Police and Community in Japan	2	

2 指導概要

(1) 指導専門家とシンガポール警察本部の幹部による事前検討会

ア 1982年6月25日、チャンギ空港に出迎えに来たゴ-企画課長から

「この度の教養は、教官に対する教養ということで依頼しているが、警察幹部を含めた教養としたい。

理由は、シンガポールの警察幹部の交番制度についての理解を深めることが必要だからである。」

との申し出がなされた。

最初の予定とは多少違ったものの、指導専門家はこの申し出に同意した。さらに25日以降の検討会においても、教養対象者を広範囲にして欲しいという要望が出され、当初準備していたカリキュラムを編成しなおす必要に迫られ、カリキュラムの再編成に相当の時間を費した。

イ 7月1日には、シニア・ポリス・オフィサーズ・メス(警察上級幹部宿舍)の会議室において、チュア内務大臣・ゴ-警察長官以下警察幹部等30名に対し、田中外勤課長が交番制度の概要について実例をあげ、理解しやすく説明し好評を博した。

ウ 7月5日、ゴ-企画課長と警察学校における教養内容についてディスカッションを実施し、教養計画を次のようにすることで合意した。

その1

- 警部以上のシニア・オフィサーが対象
- 1クラス30～40名の3組
- 1週間コースを3回実施
- 1日6時間(午前9時0分～午後4時0分)

その2

- 警部補以下のジュニア・オフィサーが対象
- 1クラス30～40名の4組
- 1週間コースを4回実施
- 1日6時間(午前9時0分～午後4時0分)

(2) 指導対象者

警察学校における教養は、

- 警察本部・警察署各幹部 255名
- 警察学校長以下教官 25名

の計280名であった。

(3) 指導方法

280名の対象者を7組

- シニア・オフィサー（警部以上－署課長以上） 3組
- ジュニア・オフィサー（警部補以下） 4組

に編成した。

平均40名を1組とし、1日6時間（午前9時0分～午後4時0分）の計画で授業をす
すめ、講義式を中心に、ビデオ・スライドを利用した視聴覚教養、演技式教養（特に巡回
連絡・職務質問）、写真展示及びチャート掲示等、各種資料を活用して実施した。

（写真13.14.15）

(4) 指導内容

日本の警察組織制度の概要、交番勤務の基本形態、交番勤務の役割、幹部の心構えに至
るまで、カリキュラムに従って教養をすすめた。

中でも、交番制度をシンガポールに導入するメリット、特に市民と警察との良好な関係
の醸成については、実例を紹介するとともに詳細に説明を加え理解を深めた。

そのほか、授業の中では日本の風土、文化、民族性、政治経済、社会制度等についても
教養し、日本における交番制度定着の理解の一端とした。

（写真16.17）

(5) 指導上の困難性

巡回連絡は、シンガポール警察にとって初めての試みであり、授業の中でも一番関心が
あった。

巡回連絡の趣旨、目的等については、説明の中では理解させることができるが、実際に
はどのようにやるのか、すなわち実施要領となると理解できず、

- ドアーは何回たたくのか
- ベルは何回鳴らすのか
- 靴は脱いであがるのか

といった質問まで飛び出す場面もあった。

(6) 副教本の作成

作成した上記教科書（3分冊）は一般的実務書の性格をもっており、交番制度について
全く予備知識のないシンガポールの警察官に対し指導するには理解が困難な面もあり、よ
りかみ砕いて要約したものの作成の必要に迫られたので、桜井・吉村両専門家は講義のか
たわら、事例を多く取り入れた副教本を作成し、教科書と併用してその実効をあげた。

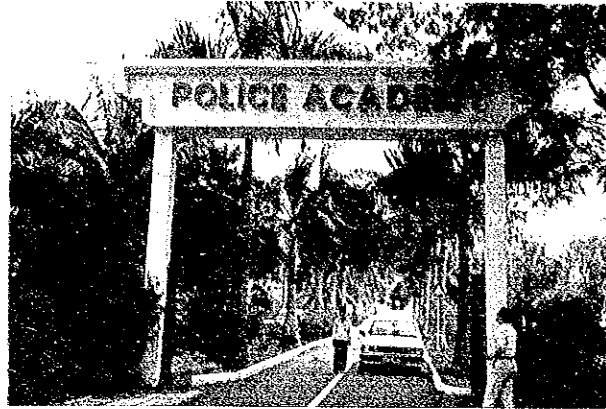


写真13 シンガポール警察学校入口



写真14 シニアオフィサーに対する授業風景



写真15 専門家による授業方法について指導



写真16 第1回講習終了記念写真

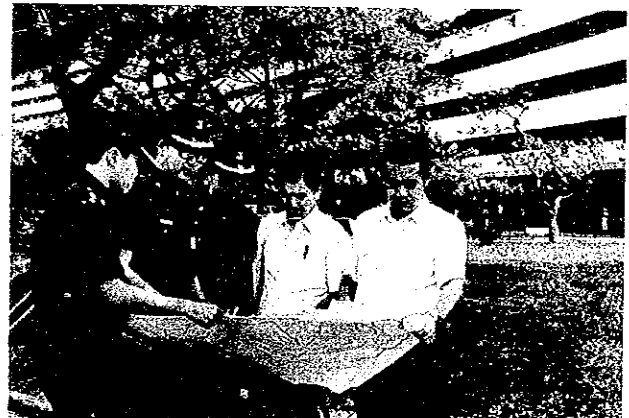


写真17 派遣された日本警察官とシンガポール警察幹部による交番設置場所の下見

第3 交番勤務予定者等に対する日本における 交番実務研修の実施

第3 交番勤務予定者等に対する日本における交番実務研修の実施

1 研修目的

第1回目の日本側指導専門家の派遣でシンガポール警察に対し、交番制度の概要及びノウハウについての教養を実施した。

その後、シンガポール警察はさらに日本の交番制度の真髄を耳からだけでなく、実際に目で見、身体で体験する必要があると判断し、17日間の日程で、ロナルド・ガン警察署長を団長とする各級幹部7名からなる実務研修員チームを日本へ派遣してきた。

2 実務研修員チームの構成

○ 団長

C警察署長	警視	Ronald Gan Choon Cheng	(45歳)
○ 団員	F警察署長	警視	Tan Ngo Chew (34歳)
○ 団員	警察学校長	警視	Teo Hong Guan (40歳)
○ 団員	警察学校教授	警部	Edmund Luw (31歳)
○ 団員	B警察署警ら課長	警部	David Chan Weng Hoo (26歳)
○ 団員	B警察署警ら課	巡查部長	Woo Kin (33歳)
○ 団員	B警察署警ら課	巡查部長	Low Kong Hian (31歳)

以上の7名で、警察署長をはじめ第一線の警察署で勤務している警ら課の巡查部長2名を含み、警察教養の最高責任者である警察学校長・同教授といった幅広いものであった。

3 研修期間

1982年12月6日から
12月22日まで }の間

4 宿泊先

半蔵門会館及び銀座第一ホテル

5 実務研修員に対する警視庁の受入れ体制

警視庁では、この実務研修が目的に沿って成果のあがるよう国際協力に努め、所期の目的であるシンガポール警察の交番制度が正しい理解と趣旨に沿って導入されるようにするため、警ら部警ら総務課に野沢 茂理事官を長とするプロジェクト・チームを11月26日に編成し、受入れ体制並びに指導の万全を期した。

6 研修予定表

研修月日	研修先	研修内容
12月6日(月)		来日(午後4時20分, 成田着)
12月7日(火)	警察庁 警視庁	警察庁長官・警視総監等表敬訪問
12月8日(水)	警視庁 JICA	研修オリエンテーション, JICA訪問 通信指令本部研修
12月9日(木)	警察学校	授業風景研修
12月10日(金)	第一自動車 警ら隊	バトカー同乗研修
12月11日(土)	警察庁	ディスカッション
12月12日(日)		休日
12月13日(月)	築地警察署 渋谷 "	Aグループ 3名(築地警察署数寄屋橋派出所) Bグループ 4名(渋谷 " 渋谷駅前 ") 第一当番活動研修
12月14日(火)	"	同上 (第二当番活動研修)
12月15日(水)	志村警察署 赤羽 "	Aグループ 3名(志村警察署高島平駅前派出所) Bグループ 4名(赤羽警察署法善寺派出所) 第一当番活動研修
12月16日(木)	"	同上 (第二当番活動研修)
12月17日(金)	警視庁	立川警察署, 府中警察署管内の駐在所巡り, 新室地区派出所視察
12月18日(土)	"	P・Rセンター, 遺失物管理所の視察
12月19日(日)		観光地, 静岡県熱海駅前派出所視察
12月20日(月)	警視庁	ディスカッション, 帰国の挨拶
12月21日(火)		帰国準備
12月22日(水)		離日(午前11時0分, 成田発)

7 主な研修内容

ア 警視庁本部における研修

警視庁の組織機構をはじめ、各部・課の分掌事務等全般にわたるほか、通信指令本部の機構・運用面について研修を行った。

そのほか、照会センター、交通管制センター、PRセンター、遺失物管理所を視察研修した。

イ 各警察署における実務研修

研修員を2班に編成し、研修先を

Aグループ

築地警察署数寄屋橋派出所（繁華街管轄）

（写真18.19）

志村警察署高島平駅前派出所（主として団地管轄）

（写真20）

Bグループ

渋谷警察署渋谷駅前派出所（繁華街管轄）

赤羽警察署法善寺派出所（主として団地管轄）

に分け、各々の警察署で各警察署長から管内の説明や交番制度の運用について指導を受けるとともに、勤務員と一緒に交番勤務を行うなど、貴重な体験的研修を行った。

ウ 第一自動車警ら隊における同乗勤務

我が国における外勤活動は、派出所（交番）勤務員とパトカー勤務員とが通信指令センターを介して組織的に一体化され、効率的な運用が図られている。特に、110番事案の処理については妙を得ているところである。

シンガポール警察におけるパトカーの運用形態は、本部と各警察署に配置されている点では我が国と同じであるが、999番（日本の110番に相当）の処理は専ら本部パトカーの所管であり、一方、署パトカーは、4人乗車で警ら区域の警ら活動を行うものとされている。

この点についても、将来は我が国の制度を導入する計画がなされるという前提があるので、同乗勤務に際しては、本部及び署パトカーと派出所勤務員の一体的運用に主眼をおいた視察研修を行った。

（写真21）

エ 警察学校における授業研修

警視庁警察学校においては、学校長から教養概況の説明を受けた後、学生の点検・教練をはじめ、模擬ハウスにおける巡回連絡の演技教養や柔剣道、逮捕術訓練等の教養風景を

研修した。

オ 各種派出所・駐在所の視察

立川警察署立川駅北口派出所をはじめ、府中警察署管内の駐在所及び新宿地区派出所等を視察し、それぞれの派出所・駐在所の位置、規模、管内実態の相違を実際に目で確認し、比較対照しながらメモをとるほどの熱心さであった。

カ 静岡県熱海警察署熱海駅前派出所の視察

観光の国シンガポールにとっては、観光地における警察活動は重要なテーマの一つである。

そのため、熱海駅前派出所を視察し、派出所の構造、設備、勤務人員、運用上の問題点、主な取扱い事案等について質問しながら熱心に研修した。（写真22）

8 研修を終えての研修団員の感想

ア 日本での研修を通じ、事前に見聞したいと思っていたことを数多く研修できた。

交番の警察官と住民が相互に信頼し合い、警察が住民のためなら何でもやってやるという姿勢が、住民からの支持、協力となって返ってきていることがよく理解できた。

イ 交番勤務は、単に法の執行の強制行為のみでなく、サービス行為が非常に多い。

このことが、住民からの強い支持を得ている原因だと思う。

シンガポール警察においても、このサービス行為をもっと警察活動に取り入れ、住民の協力を得るようにしたい。

ウ 警察官一人一人の規律が厳正であり好感がもてる。

これは、警察学校における団体生活・学校規律の厳正さのほか、第一線警察署を含む点検、教練、柔剣道訓練を通じて培われた団結心によるものだと思う。

勤務員相互の心のつながりも固く、仲良く勤務している姿は大変すばらしい。

エ 高島平駅前の交番で研修した際、夕方6時頃、小学校5年の男の子が百円玉を拾ったと言って届け出てきたのを目のあたりにして、

「日本はなんてすばらしい国なんだろう。

シンガポールも、やがて、このような国になるだろうが、そのための努力をしていかなければならない。」

と痛感した。

オ コンピューター化された通信指令業務に感心した。

事件発生と同時にパトカー、交番勤務員さらに本署（警察署）から事務員が一斉に現場へ急行し、迅速かつ適切に事件処理に当たっていることはすばらしい。

照会センターの回答も僅か数秒で大変早く、職務質問の相手にも余計な迷惑をかけず、気持よく敬礼して別れていることに感心した。

9 本研修に関する日本のマスコミの反響

日本は今や経済大国といわれ、貿易摩擦等世界の諸外国から何かにつけ批判を受ける立場にある中で、この「交番制度の輸出」というソフト・ウェアの技術援助は、貿易摩擦を伴わない異色の存在だけに内外から注目の的になった。そこで、交番制度導入過程におけるシンガポールからの研修団来日に当たって、日本のマスコミ取材にも熱が入り、朝日・読売・サンケイ・日経をはじめほとんどの新聞が取材活動を展開した。

12月8日付の朝日新聞には

「コウバンを勉強します」(シンガポール警官、警視総監らを表敬訪問)

と大見出しで、警視総監と握手をしている状況を写真入りで報道するなど、12月8日を皮切りに、各紙とも大見出しで全国版、地方版に大きく報道した。

(写真23)



写真23 下稲葉耕吉警視総監への表敬訪問

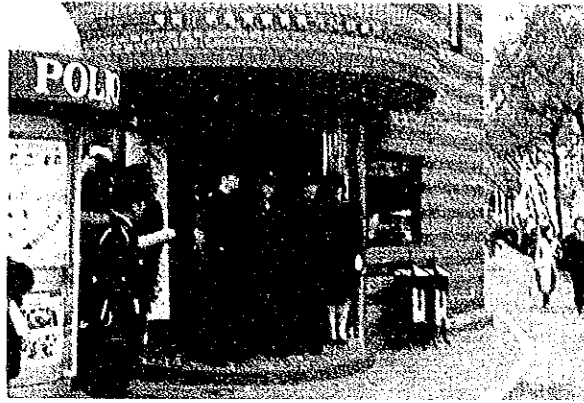


写真18 築地警察署敦寄屋橋派出所において立番勤務を体験



写真19 同派出所において、婦人警察官に質問する
研修団



写真20 志村警察署の朝の点検風景を視察



写真21 第1自動車警ら隊の研修を終了後小林隊長・
隊員と共に記念撮影



写真22 観光地の派出所(交番)を視察
静岡県警察熱海警察署熱海駅前派出所前にて

第4 第2回指導専門家の派遣及び指導概要

第4 第2回指導専門家の派遣及び指導概要

1 指導専門家の派遣概要

(1) 派遣目的

第1回指導専門家の派遣により、警察本部、警察署幹部、警察学校教官等に対する交番制度の教養は終わった。

シンガポール警察では、1983年6月の交番開所を目標に「交番専科講習」が計画され、警察学校において現地の教官による指導が実施されることとなった。

この交番員の養成講習の指導内容、方法等が適切であるかどうか指導するため専門家が派遣された。

(2) 派遣専門家

警察庁保安部外勤課（警視庁から派遣）

警 視 校 井 惟 士

警察庁保安部外勤課（警視庁から派遣）

警 部 飯 島 修 三

(3) 派遣期間

1983年1月15日から
2月25日まで }の間

(4) 宿泊先

シニア・ポリス・オフィサーズ・メス

(5) 事前準備

第1回派遣指導中、理解させるのに相当時間を要した巡回連絡について、補充教材として、スライド「巡回連絡」を作成し携行した。

そのほか、交番員の勤務評価の基準についての資料等も準備した。

2 指導概要

(1) 指導専門家とシンガポール警察本部幹部及び警察学校長との事前検討会

1月17日、警察学校において交番専科講習の進め方について、マイケル副長官・チュア教養課長・テオ学校長をはじめ、関係幹部との事前打ち合わせ会議を実施した。

会議の席上、シンガポール警察側から交番活動の実務面について実例をあげて具体的に指導し、さらに講習用のマニュアル（手引書）ができていないので授業内容についても助言して欲しい、との要望が出された。

また、講習の過程で毎週土曜日に、教養課幹部と警察学校教官とのディスカッションを

実施したい、との提案が出された。

(2) 講習対象者

交番専科講習生は83名であった。講習生は、第一線警察署において4～5年の実務経験を有する若い巡査長・巡査の中から、将来交番員として適格性を有する優秀な者を選抜した。

しかも、中国人・マレー人・インド人等、人種比率を考慮して選考された。

(3) 講習方法

講習生83名を

巡査長クラス 27名

巡査クラス 28名を2組

の3組に編成して実施された。

各組を警部教官1名と巡査部長教官2名(内、婦人警察官の巡査部長1名)が担当し、講義式を中心に演技式教養を数多く採り入れて実施された。

(写真 24. 25. 26. 27. 28)

(4) 講習内容

交番勤務に関するものが主であり、中でも警察と住民とのコミュニケーションの方法、進め方等については、シンガポール大学教授を招致しての講義といった熱の入れようであった。

主な講習内容は、次のとおりである。

- 日本の交番制度について
- コミュニケーション接遇方策
- P・C・R(Police Community Relations, 警察と市民との関係)の意義と実践
- P・C・Rの必要性和重要性
- 話し方の技術
- 知覚作用と偏見
- B地区(トアパヨ署)への交番導入に伴う組織の再編成
- 交番制度の基本活動(立番・警ら・巡回連絡)
- 交番員のための勤務例
- 交番員の職務質問要領
- 遺失物の取扱い要領
- 交番員による捜査活動

- 犯罪防止
- 自動車検問要領
- 通信指令業務
- 困り事相談の応接技術
- 市民の警察に期待するもの
- 各種書類作成要領

(5) 指導専門家による指導内容及び重点

指導専門家の任務は、

- 警察学校教官の授業内容、方法及び授業時間が十分か否かの検討をすること
- 警察学校において、1日6時間（午前9時0分～午後4時0分）の授業に出席し、教官の説明を聴き、内容が正しいか否かについて検討し、間違っている場合修正すること
- 演技式教養の相手役をつとめ、技術面の指導をすることと、教官及び講習生の質問に答えること

といった広範囲にわたるもので、相当ハードなものであった。

(6) 交番専科講習に対する総合検討会及び指導専門家による提言内容

毎週土曜日に実施されたディスカッションの内容及び2月22日最終日の総合検討会において指導専門家が提言した内容は、次のとおりである。

- ア 巡回連絡技術の向上を図るため、演技式教養の授業を多くすること。話術向上のため3分間スピーチの実施（毎朝授業のはじめに実施させ好評を博した）
- イ 職務質問技術の向上、特に呼びかけ要領、終了時のタイミング等について指導を徹底すること
- ウ 交番の勤務例がやや実態に合わないので実態に合わせたものを考案すること
- エ 報告連絡の重要性、特に同僚勤務員・上司への報告・パトカーとの連携の重要性について指導すること
- オ 交番長（警部）・班長（巡査部長）の任務区分の明確化を図ること
- カ 専務係と外勤係（パトカー・交番勤務員）との連携を密にすること
- キ ケース・スタディ（事件処理についての課題研究）の時間を多くすること
- ク 過去における市民からの苦情内容を分析し、実務に生かす工夫をすること
- ケ 各種書類作成訓練を多くすること
- コ 通信指令機構とパトカーの連携が効率的でないので、改善を図ること

3 警察学校における将来の教養計画

警察学校に「交番専科コース」を設置し、全外勤警察官に対し交番制度についての教養を実施しているが、1983年6月3日(金)のポリス・デーから試験実施することを前提にして、それまでに第1期から第3期までの教養を終了する。

(1) 第1期から第3期までの教養計画

ア 第1期交番専科コース

期 間 1983年1月17日(月)～2月22日(火)

人 員 83名(3組)

階 級 巡査長及び巡査

授業内容 2の(4)のとおり

イ 第2期交番専科コース

期 間 1983年2月28日(月)～4月4日(月)

人 員 70名(3組)

階 級 巡査部長及び巡査

授業内容 第1期生とほぼ同じ

ウ 第3期交番専科コース

期 間 1983年4月11日(月)～5月15日(日)

人 員 76名(3組)

階 級 警 部 8名

巡査部長 12名

巡 査 長 28名

巡 査 28名

授業内容 第2期と同じ

(2) 第4期以降の教養計画

第4期以降は、各期50名とする。

本教養は、数年間連続して実施し、新規採用者についても実施する。

4 交番導入に関する広報活動及び新聞報道

シンガポールでは、交番開所に向けての準備活動を積極的に推進し、1983年に入ってから警察学校において交番専科講習を開始した。

そのほか、住民に対する広報活動にも力を入れている。

- 1983年2月22日には、チュア内務大臣が交番制度導入の趣旨説明を議会に対して行った。

- 2月23日には、シニア・ポリス・オフィサーズ・メスにおいて、ゴー警察→長官ほか警察幹部の記者会見が行われた。
- 2月26日には、最初の交番開設地に当たるトア・パヨ地区のキム・キート・コミュニティ・センターにおいて、チュア内務大臣等による住民説明会（質疑応答形式）が実施された。

また、一連の広報活動については、シンガポールの新聞「ストレイト・タイムズ」に

- 交番の警察官は何をするのか？
- 交番が住民の身近に！
- 顔に微笑を浮かべた警察官が24時間お目見得！
- 「力」の警察でなく、住民サービスが警察究極の目標！

といった大見出しで、大々的に報道された。

さらに、交番制度試験実施に関し、警察の人事異動が報道されたが、その内容は次のとおりであった。

「本年6月から交番制度の実施予定署となっているトア・パヨ警察署長には、昨年暮訪日し交番制度をじかに肌に触れ、実務研修を終えた現在のF警察署長のタン・ゴ・チュー氏を起用」



写真24 現地教育の授業を聴取指導に当たっている櫻井隆祝



写真25 演技式教養の実施（自動車検問）

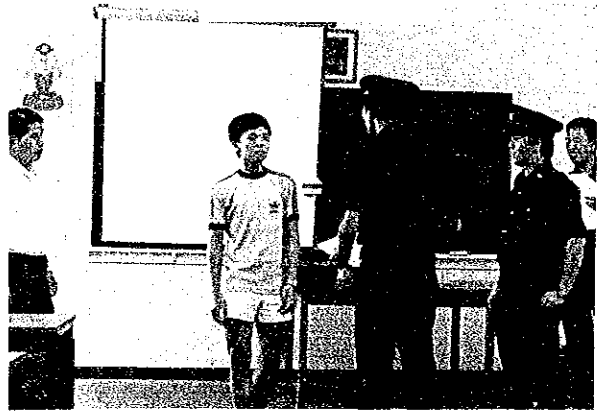


写真26 演技式教養（職務質問）



写真27 演技式教養（家族死亡の知らせに失意している
家人を慰めている交番員）



写真28 話術向上を図るため、3分間スピーチを実施

第5 第3回指導専門家の派遣及び指導概要

第5 第3回指導専門家の派遣及び指導概要

1 指導専門家の派遣概要

(1) 派遣目的

1981年以来、数回にわたる日本・シンガポール両国の視察団や指導専門家派遣による指導の結果、1983年6月1日、トア・パヨ警察署に「交番第1号」が開所される運びとなった。

これに伴い、日本側から提出されている提言書に従った交番制度が実施されているか否か、及び交番開所後の初期段階の評価並びに交番員に対する実務指導を目的として、指導専門家が派遣された。

(2) 派遣専門家

警察庁保安部外勤課総括課長補佐

警視正 西山正樹

警察庁保安部外勤課（警視庁から派遣）

警部 飯島修三

警部補 佐藤範男

(3) 派遣期間

1983年5月25日から
6月24日まで }の間

西山警視正は

6月1日から
6月10日まで }の間

(4) 宿泊先

シニア・ポリス・オフィサーズ・メス

2 指導概要

(1) 警察本部幹部との事前検討会

5月26日、警察本部においてコマンダー・エリア（警視庁の警ら部長と方面本部長を兼ねた職名に相当）のジャジエット・シン氏をはじめ、企画課幹部との事前打ち合わせ会議がもたれた。

会議の席上、シンガポール警察側から、次のことについて要望が出された。

- 交番開所後の交番員の活動状況その他施設面について指導助言して欲しい
- シンガポール警察本部企画課で作成した交番制度に関する「マニュアル（手引書）」

“Neighbourhood Police Post”の内容が、日本側の提言書に合っているか否か検討して欲しい

○ 本期間中に視察・指導した事項について総合レポートを作成し、提出して欲しい

(2) トア・パヨ警察署長の開所予定交番についての概況説明

5月26日、ハイアー・コマンド（全警察署の外勤課を統轄する部署）において、ティ副長官をはじめ警察幹部出席のもと、toa・パヨ警察署のタン署長から開所予定の交番の概要、施設関係、配置人員、勤務形態、取扱い範囲等について説明が行われた。

(3) 指導方法

指導専門家による指導は、(1)の事前検討会で要望された項目に従って実施した。

特に、交番開所後の交番員の勤務活動に重点をおき、6ヶ所の交番を巡回し、昼間勤務、夜間勤務を共に実施し、その都度指導を実施した。

(4) 指導内容

ア 施設面については、特に指導を要する点はなかったが、交番備付けの装備資器材について、例えば照明器具、現場保存用具等急を要する装備品から完備するよう提案指導した。

イ 活動面では、特に巡回連絡の実施要領について、指導専門家がマン・ツー・マン方式で訪問時の要領・話題・しめくり要領等について指導に当たった。

(写真 29. 30)

ウ そのほか、警察署と交番の連絡関係・交番員に対する指導要領・内容等についても指導に当たった。

3 視察指導結果に対する総合レポートの作成提言

指導専門家3名による交番活動の視察、指導の中間まとめとして、6月9日toa・パヨ警察署においてティ副長官をはじめ、警察本部の幹部、toa・パヨ警察署幹部出席のもと、西山警視正による指導結果の中間発表が行われた。

同席上において、シンガポール警察側から、組織の再編成問題について質疑がなされた。さらに6月21日にはtoa・パヨ警察署において、飯島警部・佐藤警部補により最終まとめとして指導結果の総合発表を行った。

この総合発表の内容は、日本警察の提言として、15ページからなる英文のレポート（総合レポートH～4版）としてとりまとめ、6月23日シンガポール警察側に提出した。

(写真 31)

総合レポートの骨子は、次のとおりである。

ア 提言書関係～警察本部、toa・パヨ警察署の組織について

イ 開所交番の施設、構造、備品について

- ウ 交番勤務について
- エ 勤務例について
- オ 訓授・指示について
- カ 巡回連絡について
- キ 単独警らについて
- ク 警察署と交番員との関係について
- ケ 全員教養のあり方について
- コ 婦人警察官の交番配置について
- サ 交番員に対する監督のあり方について
- シ 市民に対するサービス活動について
- ス 交番制度の評価について
- セ 交番員の親切な執行務等の広報について
- ソ 交番員に対するほろ賞制度の採用について



写真 29 巡回連絡の実施（専門家が後方から助言指導）



写真 30 マレー人の家庭に対する巡回連絡

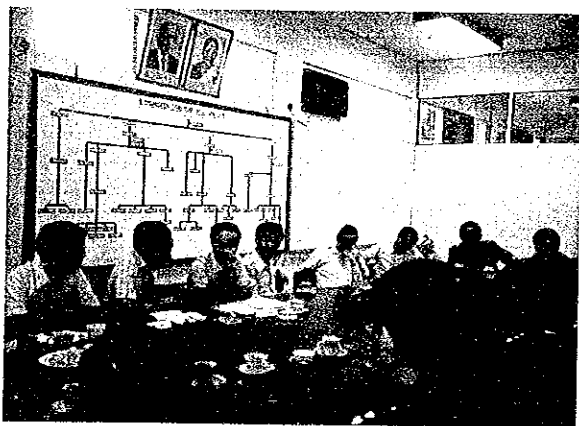


写真 31 交番活動視察結果発表と提言をしている
西山繁視正

